関ケ原の戦い参戦武将をテーマとした 旅行商品の造成・販売委託業務 プロポーザル募集要項

令和4年5月17日

岐阜県商工労働部観光国際局観光資源活用課

目 次

【ページ】

第 1	重	『集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
יילל	_	季素の内容
	1	
	2	業務内容等
	3	委託業務期間
	4	委託費の上限
第2	셔	5募に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	1	参加資格
	2	企画提案書の作成
	3	応募の手続等
第3	摂	是案評価に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	1	評価方法
	2	評価会議
	3	評価項目及び評価内容
	4	最優秀提案者の選定
	5	提案者が1者又はない場合の取扱い
	6	選定結果の通知及び公表
第4	多	2約の締結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・フ
第5	弟	美務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 7
第6	詳	美務の継続が困難となった場合の措置について・・・・・・・・・8
第7	7	一の他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第8	믜	引合せ先及び各種書類の提出先・・・・・・・・・・・・・ 9
別表	言	平価項目及び評価内容・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 O

プロポーザル募集要項

本事業は、関ケ原の戦いに参戦した戦国武将ゆかりの4県(愛知県、静岡県、滋賀県、福井県)の在住者を対象に、岐阜関ケ原古戦場記念館(以下、「記念館」という。)及び各武将に関連する史跡等を紹介する旅行商品を造成し、プロモーション及び販売をすることにより、関ケ原古戦場及び本県の戦国・武将観光の認知度向上と継続的な誘客を図ることを目的とするものです。

岐阜県では、本事業の実施にあたり、より効率的・効果的に行うための提案を募集 します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

関ケ原の戦い参戦武将をテーマとした旅行商品の造成・販売委託業務

2 業務内容等

別紙「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月31日までの間

4 委託費の上限

8,051,835円(消費税及び地方消費税込み)

第2 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人(法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「単独法人等」という。)又は複数の法人等で構成される団体(以下「共同体」という。)であること。単独法人等にあっては、以下①~⑫までのすべての要件を満たしていること。共同体にあっては、すべての構成員が⑧、⑨、⑪及び⑫を除くすべての要件を満たすこととし、⑨、⑪及び⑫の要件については構成員のいずれかが条件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- ② 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなった日から2年を経過しない者

- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがな されている者 (同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であ っても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資 格の受付がなされている者を除く。)
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同 法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係 るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始 の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に 定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
 - ウ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者 (同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- ④ 評価会議の日において、県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の 契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入 札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの 期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこ と。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ プロポーザル参加申込の日において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑧ 評価会議の日において県の入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されているものであること。
- ⑨ 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- ⑩ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ① 平成29年度以降に、行政機関から旅行商品開発事業または主催型旅行商品造成事業を受託した実績があること。
- ② 第1種旅行業免許または第2種旅行業免許を有すること。

2 企画提案書の作成

「様式7」により、事業を企画・提案してください。 企画書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 応募の手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	令和 4 年 5 月 17 日(火)~令和 4 年 6 月 8 日(水)
② 募集要項等に関する質問受付	令和 4 年 5 月 17 日(火)~令和 4 年 6 月 8 日(水)
③プロポーザル参加申込受付期間	令和 4 年 5 月 17 日(火)~令和 4 年 6 月 8 日(水)
④企画提案書の受付期間	令和 4 年 5 月 17 日(火)~令和 4 年 6 月 15 日(水)
⑤プロポーザル評価会議	令和4年6月下旬[予定]
⑥審査結果の通知・公表	令和4年6月下旬[予定]

※受付時間については、下記を確認すること。

(2) 募集要項等の公表・配布及び関係資料の閲覧

① 配布日時

令和4年5月17日(火)~令和4年6月8日(水)(閉庁日を除く) 午前8時30分~午後5時15分

② 配布場所

岐阜県商工労働部観光国際局観光資源活用課関ケ原古戦場活用推進室 (〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階) ※募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。 http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/

(3) 説明会の開催、募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

- 説明会の開催
 説明会は開催しません。
- ② 質問書受付期間 令和4年5月17日(火)~令和4年6月8日(水)
- ③ 質問書提出方法

上記受付期間に、質問書(様式1)を観光資源活用課あてに<u>電子メール</u>にファイル(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付し提出してください。その他の方法による質問には回答を行いません。

岐阜県商工労働部観光国際局観光資源活用課

電子メールアドレス: c11334@pref. gifu. lg. jp

- ※提出後は、後記の提出先に確認の電話をしてください。
- ※電子メールの件名に「関ケ原の戦い参戦武将をテーマとした旅行商品の造成・販売委託業務」と記した上で送信してください。
- 4 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。 http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/

(4) プロポーザル参加申込受付

① 受付期間

令和4年5月17日(火)~令和4年6月8日(水)(閉庁日を除く) 午前8時30分~午後5時15分

② 提出書類

ア プロポーザル参加申込書 ・・・・・・・・・・・・・・(様式2) イ 共同体構成員届出書・・・・・・・・・(様式3 (該当する場合のみ)) ウ 共同体協定書・・・・・・・・・・・・・(様式4 (該当する場合のみ))

- エ 共同体委任状・・・・・・・・・・・・・・(様式5(該当する場合のみ))
- オ 平成29年度以降に、行政機関から旅行商品開発事業または主催型旅行 商品造成事業を受託した実績を証明する契約書の写し
- カ 第1種旅行業免許または第2種旅行業免許を有することを証明する旅行 業登録書の写し
- ③ 提出方法

上記受付期間に、観光資源活用課まで<u>持参又は郵送</u>により提出してください。

※郵送の場合は、令和4年6月8日(水)必着となります。なお、郵送後は、 後記の提出先に確認の電話をしてください。

(5) 企画提案書等書類の受付

① 受付期間

令和 4 年 5 月 17 日 (火) \sim 令和 4 年 6 月 15 日 (水) (閉庁日を除く) 午前 8 時 3 0 分~午後 <math>5 時 1 5 分

- ② 提出書類
 - ア 企画提案書(様式7)
 - イ 見積書(様式任意、見積内訳書を含む)
 - ウ 法人に関する書類(共同体の場合は、全ての構成員の分を提出)
 - (ア)履歴事項全部証明書(提出日において発効日から30日以内のもの)
 - (イ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれら に類するもの
 - (ウ) 県税事務所が交付する全税目の完納証明書
 - (※「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に登載されている場合は、省略することができます)
 - 工 誓約書(様式8)
- ③ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

④ 提出方法

上記受付期間に、観光資源活用課あてに<u>持参又は郵送</u>により提出してください。

- ※郵送の場合は、令和4年6月15日(水)必着となります。必ず「簡易書留」 とし、時間内に到着するようにしてください。なお、郵送後は、後記の 提出先に確認の電話をしてください。
- ⑤ 注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

- (6) 参加に際しての注意事項
 - ① 失格 (無効) 事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を 意図的に開示した場合
- ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権 その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている 事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提 出者が負うものとします。

- ③ 複数提案の禁止 複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類変更の禁止 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽 微なものを除く。)
- ⑤ 返却等 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

- ⑦ その他
 - ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提 案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
 - イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び別添「委託業務仕 様書」の記載内容に同意したものとします。
 - ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例(平成 12 年条例第 56 号)に基づく情報公開請求の対象となります。
 - エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日(評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日)の午後3時までに、プロポーザル参加辞退届(様式6)を観光企画課に持参又は郵送により申し出てください。

※郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください。

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに 関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加 算した額を見積書に記載してください。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

提案者からの企画の評価は、県が別に定める構成員により組織された「関ケ原の 戦い参戦武将をテーマとした旅行商品の造成・販売委託業務プロポーザル評価会議」 (以下、「評価会議」という)が行います。

なお、評価会議では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

開催日時:令和4年6月下旬(予定) 開催場所:岐阜県庁内会議室(予定)

企画提案の所要時間(1提案者あたり)

・プレゼンテーション 20分間以内

・評価会議構成員からの質疑 10分間程度

注意事項:

- ・開催日時及び開催場所、各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとします。
- ・評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

4 最優秀提案者の選定

基準点を満たしており、且つ、各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案

者を最優秀提案者として選定します。

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として 提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、各評価会議構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる 場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

5 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、各評価点が基準点を満たすと きは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、 または提案者がない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称(申込順)
- (3) 全提案者の評価点(得点順) ※ただし、応募者が2者の場合は公表しない。
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保

護条例(平成 10 年岐阜県条例第 21 号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成 11 年岐阜県規則第 8 号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により 業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。 一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契 約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に、 県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措 置要領」及び「岐阜県が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札 参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとし ます。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契

約を解除します。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号(岐阜県庁10階) 岐阜県商工労働部観光国際局観光資源活用課関ケ原古戦場活用推進室

TEL:058-272-8193 (直通)

FAX : 058 - 278 - 2674

電子メールアドレス: c11334@pref.gifu.lg.jp

評価項目及び評価内容

【評価方法】

- ① 下表に基づき、評価点を算出する。
- ② ①で算出した評価点の合計を総評価点とする。評価会議構成員の総評価点の合計の6割を基準点とする。基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③ 総評価点の高い順から順位点を付す。(1位=1点、2位=2点、・・・)
- ④ 各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀提案者として選定する。

項目		評価の観点	評価点/配点		
	1	造成商品は、関ケ原古戦場及び本県の戦国武将・観光の認知度向 上を図ることが期待できる内容となっているか。また、継続して 販売することが見込まれるか。	点/10 点		
旅行商品の造成に ついて	2	造成商品は、参加者にとって高い満足感が期待できる工夫を凝ら した魅力的な内容となっているか。	点/15 点		
	3	商品造成にあたり、県内事業者を積極的に活用する予定であり、 多くの県内支出を期待できるか。	点/15 点		
	1	造成商品の販売プランや料金設定は適切であるか。	点/10 点		
造成商品の販売及 び販売プロモーション等について	2	販売プロモーションの手法及び媒体は、大きな効果が期待できる ものであるか。また独自の広報手法は、広報効果を高める内容と なっているか。	点/15 点		
30 410 34	3	新型コロナ感染症対策は、県および国のガイドラインに基づき、 適切に実施しているか。	点/10 点		
	1	事業を問題なく実施できる体制(組織や人員)が整っているか。	点/5点		
	2	無理のない適切なスケジュールとなっているか。	点/5点		
実施主体の適正性	3	過去の受託実績等に鑑み、本委託業務の遂行の見込みがあると認められるか。	点/5点		
	4	価格の点で優れた内容となっているか。事業費の積算は妥当か。	点/5点		
社会的課題への 取組み	1)	「仕事と家庭の両立支援」「障がい者雇用」といった社会的課題 の解決に積極的に取り組んでいるか。	点/5点		
合 計 (評価点)					
順位					